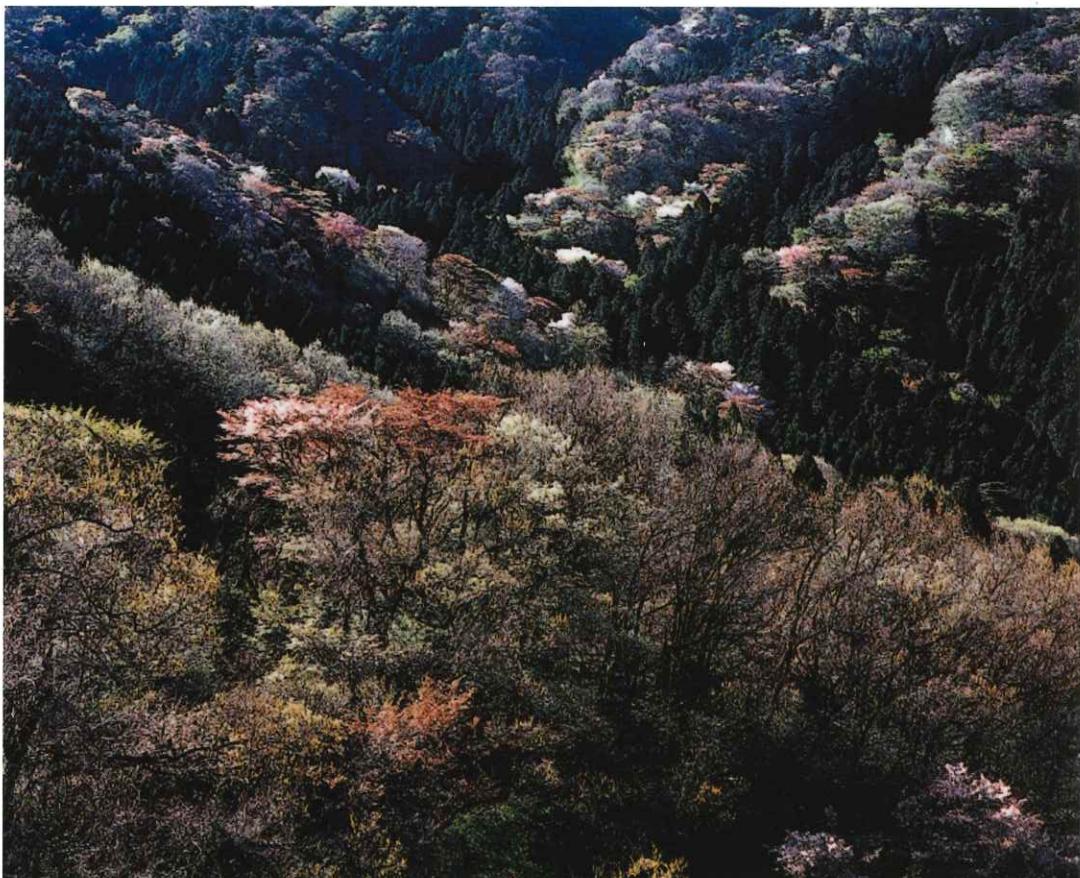


いばらき

第324号

雇用ニュース

4
2009



タイトル「春色」 いばらき自然環境フォトコンテスト 入選 江戸 満さん

◆◆年齢にとらわれない人物本位、能力本位の募集・採用を!◆◆

CONTENTS

おもな内容

- 県内の雇用情勢……………2
- 平成21年度茨城労働局行政運営方針……………3~4
- 雇用保険制度が変わりました!……………5~6
- 派遣労働者の雇用の安定のために……………7
- 茨城県雇用関係主要指標……………8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

県内の雇用情勢

有効求人倍率は9か月連続の低下 雇用情勢は依然、厳しい状況下

有効求人数(原数値)は21か月連続の減少、有効求職者数(原数値)は6か月連続の増加

1. 概況

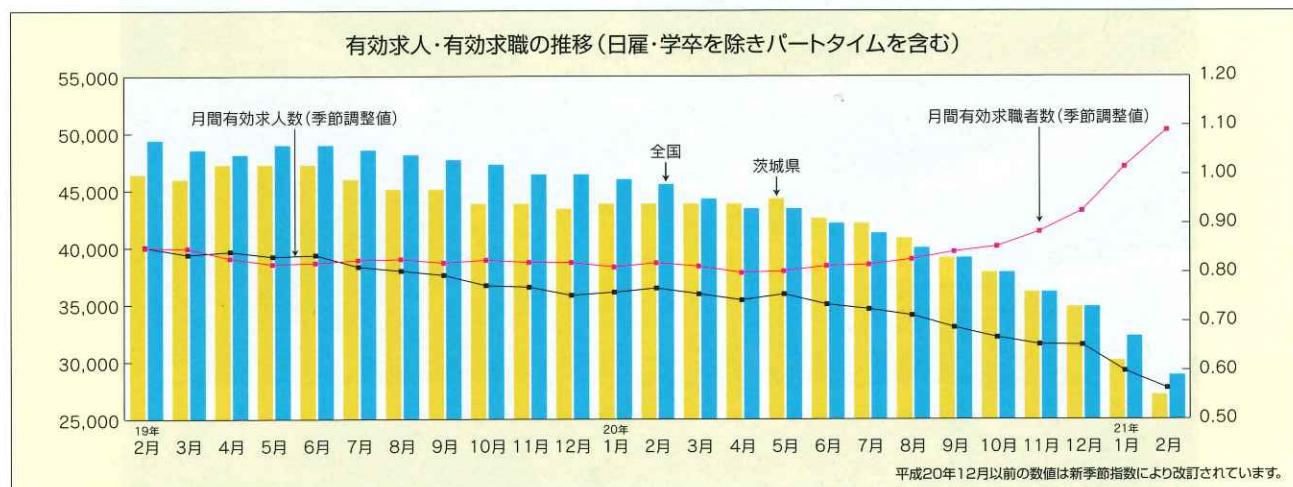
2月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は10,805人で前年同月に比較して24.8%の減少と19か月連続の減少となりました。新規求職者数は14,680人と同30.8%の大幅な増加となりました。

なお、雇用形態別に見ると一般は同33.2%の増加となりました。また、パートタイムは同24.4%の増加となりました。

有効求人数(原数値)は28,354人で、前年同月比で23.8%の減と21か月連続の減少となりました。

一方、有効求職者数(原数値)は、48,792人(同30.4%増)と、6か月連続の増加となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.55倍(季節調整値)と前月を0.07ポイント下回りました。前年同月比(0.94倍)では0.39ポイント下回りました。なお、原数値でも0.58倍と前年同月比で0.41ポイントの低下となりました。



2. 新規求人の動き

新規求人数は10,805人となり、前年同月比で24.8%の減少となりました。

産業別にみると、飲食店・宿泊業(同25.7%増)、医療・福祉(同3.3%増)とその他(同10.9%増)の産業は増加となりましたが、製造業(同65.3%減)、運輸業(同42.6%減)、サービス業(同31.6%減)、卸売・小売業(同12.4%減)、建設業(同23.0%減)、情報通信業(同41.4%減)、の産業で減少となりました。

また、規模別にみると新規求人数の約半数(54.2%)を占める29人以下(同20.2%減)、30~99人(同25.4%減)、100~299人(同38.2%減)、500人以上(同55.8%減)の規模で減少し、300~499人(同18.0%増)で増加となりました。

雇用形態別では、一般常用は33.9%減少しました。パートタイムも7.6%の減少となりました。

3. 新規求職の動き

新規求職者数は14,680人となり、前年同月比で30.8%の増加となりました。

雇用形態別の割合では、一般が74.9%(前年同月73.5%)と1.4ポイント上昇し、求職者数では33.2%の増加となりました。

一方、パートタイムは25.1%(前年同月26.5%)と1.4ポイント下回りました。求職者数では24.4%の増加となりました。

また、常用(パートタイムを含む)でみると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は42.0%となり前年同月(45.8%)を3.8ポイント下回り、若年求職者数では20.0%の増加となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者数のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は9.8%となり、前年同月(9.8%)と同ポイントであったものの高齢求職者数では30.4%の増加となりました。

4. 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は4,687件で、前年同月に比較し96.1%の増加となりました。また、新規求職者数に占める割合は31.9%と、前年同月(21.3%)を10.6ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は12,235人で、前年同月比では43.3%増(3か月連続の増)となりました。

被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は2,697人で、割合で27.0%(前年同月10.0%)となりました。事業主都合離職者数では同231.7%の増加と8か月連続の増加となりました。

平成21年度 茨城労働局行政運営方針

平成21年度、茨城労働局は雇用情勢の急激な悪化に対する緊急雇用対策等各行政課題に対して次の取組を行うこととしています。

■雇用情勢の急激な悪化に対する 緊急雇用対策の推進

- ①離職を余儀なくされた方々への再就職支援
- ②事業主の雇用維持等のための支援
- ③雇用状況等の把握及び迅速対応のための職業安定関係法令に基づく届出等の周知徹底
- ④住居喪失者に対する支援
- ⑤採用内定取消しの防止及び採用内定取消しをされた学生等への就職支援
- ⑥「ふるさと雇用再生特別交付金事業」及び「緊急雇用創出事業」等に対する支援
- ⑦不適切な解雇、雇止めの予防等のための指導
- ⑧非正規労働者の雇用・就業形態に応じた適正な労働条件の確保
- ⑨労働相談等における適切な対応
- ⑩未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- ⑪下請取引の適正化による労働条件の確保

■総合労働行政機関として推進する重点施策

- ①労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の就業条件確保対策の推進
- ②外国人労働者対策の推進
- ③障害者の労働条件確保・雇用対策の推進
- ④出産・育児により離職した女性に対する再就職・再就業支援の推進
- ⑤パートタイム労働対策の推進
- ⑥次世代育成支援対策等の推進
- ⑦「ジョブ・カード制度」の推進
- ⑧障害者に対する職業能力開発の推進

■労働基準行政の重点施策

- ①賃金不払残業の防止
- ②長時間労働の抑制等及び改正労働基準法の円滑な施行に向けた周知徹底
 - ア 長時間労働の抑制及び労働時間等の設定改善
 - イ 改正労働基準法の円滑な施行に向けた周知徹底

- ③特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
- ④最低賃金制度の適切な運営
- ⑤多様な働き方が可能となる労働環境の整備
 - ア 仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成
 - イ 賃金・退職金制度の改善
- ⑥労働者の安全と健康を確保するための施策の推進
 - ア 労働災害を防止するための対策
 - イ 派遣労働者及び請負労働者の安全衛生対策の推進
 - ウ 労働者の健康を確保する対策
- ⑦労災補償対策の推進
 - ア 労災保険給付の迅速・適正な処理
 - イ 石綿救済法改正等に係る周知徹底及び石綿関連疾患の給付請求事案に係る的確な対応
 - ウ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
 - エ 行政争訟に当たっての的確な対応

■職業安定行政の重点施策

- ①雇用のミスマッチ縮小等のための雇用対策の推進
 - ア 公共職業安定所における的確な求人・求職のマッチング
 - イ 求職者個々の状況に的確に対応した公共職業安定所の就職支援
 - ウ 的確な公共職業訓練の活用
 - エ 募集・採用における年齢制限禁止の義務化に関する取組の推進
 - オ 失業者向けのサービスの提供
 - カ 実践的職業訓練である職業能力形成プログラムの推進
 - キ 公共職業安定所における福祉人材確保の実施
- ②若年者雇用対策の推進
 - ア フリーター等に対する就職支援
 - イ 新規学卒者等に対する支援
- ③子育てする女性等に対する雇用対策の推進
 - ア 子育てする女性等に対する再就職支援の充実
 - イ 育児休業取得促進等助成金を活用した育児休業取得者等に対する支援
 - ウ 母子家庭の母等の雇用対策の推進

- ④地方公共団体との連携による就労支援
 - ア 労働分野における国と地方公共団体との連携強化
 - イ 地方公共団体が行う職業紹介との連携・協力
- ⑤高年齢者雇用対策の推進
 - ア 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用確保の推進
 - イ 高年齢者等の再就職の援助・促進
 - ウ 高年齢者の多様な就業・社会参加の促進
- ⑥障害者雇用対策の推進
 - ア 雇用率達成指導の厳正な実施等
 - イ 職業相談・職業紹介の充実
 - ウ 雇用・福祉・教育・医療等との連携による就労支援の強化
 - エ 障害者の職業能力開発の推進
 - オ 精神障害者に対する雇用対策の強化
 - カ 発達障害者に対する適切な対応
 - キ 障害者雇用の理解の促進
- ⑦安心して働ける雇用環境の整備
 - ア 生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する就労支援
 - イ 刑務所出所者等に対する就労支援
- ⑧外国人雇用対策の推進
 - ア 外国人労働者の就業環境の改善の推進
 - イ 日系人をはじめとする定住外国人に対する支援の実施
- ⑨雇用保険制度の安定的運営
 - ア 改正雇用保険法の円滑な施行
 - イ 適正な失業認定及び早期再就職の促進
 - ウ 不正受給の防止
- ⑩職業安定行政における数値目標を設定した業務の推進(PDCAサイクルによる目標管理)

■雇用均等行政が重点施策として取組む事項

- ①雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進
 - ア 公正な処遇の確保
 - イ 職場におけるセクシュアルハラスメント対策の推進
 - ウ 女性の能力発揮のためのポジティブ・アクションの推進
 - エ 母性健康管理対策の推進

- ②職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
 - ア 育児・介護休業法の施行
 - イ 次世代育成支援対策の推進
 - ウ 職業生活と家庭生活との両立の推進に関する周知啓発活動の実施
 - エ 両立支援に取り組む事業主に対する支援
- ③パートタイム労働対策の推進
 - ア パートタイム労働法に基づく適正な指導、紛争解決の援助
 - イ 均衡待遇及び正社員転換等に取り組む事業主の支援等

■労働保険適用徴収業務等の重点施策

- ①労働保険の未手続事業一掃対策の推進
- ②労働保険料・一般拠出金の適正徴収
 - ア 期間変更となった年度更新の円滑な実施
 - イ 実効ある滞納整理の実施
 - ウ 社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化への適切な取組
 - エ 船員保険制度との統合に係る円滑な適用徴収の実施
- ③事務組合の一層の活用、育成、指導等
- ④労働保険適用徴収・電子申請システムの活用の推進等

■個別労働関係紛争解決制度の積極的な運用

- ①個別労働紛争解決制度における助言・指導及びあっせん制度の的確な運用
- ②個別労働紛争解決制度の周知、広報
- ③関係機関・団体との連携



平成21年3月31日以降 雇用保険制度が変わりました!

1. 雇用保険の適用範囲の拡大

- 短時間就労者及び派遣労働者の方の雇用保険の適用基準を以下のとおり緩和しました。

【旧】○1年以上の雇用見込みがあること

○1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること



【新】○6か月以上の雇用見込みがあること

○1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

※平成21年4月1日以降に、改正後の適用基準を満たす労働者を雇い入れた場合、または平成21年4月1日以前から勤務している労働者であっても、上記の適用基準を満たすこととなった場合には、当該労働者に係る雇用保険被保険者資格取得届を管轄の公共職業安定所に提出する必要があります。

2. 雇止めとなった非正規労働者に対する基本手当の受給資格要件の緩和と所定給付日数の拡充

- 特定受給資格者に該当しない方であっても、期間の定めのある労働契約が更新されなかつたことその他やむを得ない理由により離職された方（特定理由離職者）については、通常、基本手当の受給資格要件として離職日以前の2年間に被保険者期間が通算して12か月以上必要なところ、**離職日以前の1年間に被保険者期間が通算して6か月以上**あれば受給資格要件を満たすようになりました。

※受給資格に係る離職日が平成21年3月31日以降の方が対象となります。

- 期間の定めのある労働契約が更新されなかつたことにより離職された方は、基本手当の所定給付日数が**特定受給資格者と同様に手厚くなりました。**

※ただし、雇用保険の加入期間や離職時の年齢により所定給付日数が手厚くならない場合もあります。

3. 再就職が困難な方に対する給付日数の延長

- 倒産や解雇などの理由により離職された方（特定受給資格者）や期間の定めのある労働契約が更新されなかつたことにより離職された方で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方について、特に就職が困難だと公共職業安定所長が認めた場合は、**給付日数が60日分（※①）延長されます。**

(1)受給資格に係る離職日において45歳未満の方（※②）

(2)雇用機会が不足している地域として指定する地域に居住する方（※②）

☆指定地域については、厚生労働省HPで確認することができます。

(3)公共職業安定所で地域、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職支援を計画的に行う必要があると認められた方

※①被保険者であった期間が通算して20年以上かつ所定給付日数が270日又は330日である方は、30日分の延長になります。

※② 基本手当受給中に積極的かつ熱心に求職活動を行っている方が対象となりますので、求人の応募回数等が少ない方や、やむを得ない理由がなく所定の失業認定日に来所しなかった方などは対象になりません。

☆平成21年3月31日に基本手当の所定給付日数分の支給終了日を迎える方から受給資格に係る離職日が平成24年3月31日までの方が対象となります。

4. 再就職手当の給付率引上げ及び支給要件の緩和

- 早期に再就職した方が一定の要件を満たしている場合に支給される「再就職手当」の給付率が、支給残日数に応じ、30%から次のとおり引き上げられました。
 - 所定給付日数の**3分の2以上**である場合……**50%**
 - 所定給付日数の**3分の1以上**である場合……**40%**
- 所定給付日数が90日又は120日の方は、「支給残日数が所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上」から「支給残日数が所定給付日数の3分の1以上」あれば支給対象となるよう、支給要件が緩和されました。
☆再就職した日が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間である方が対象となります。

5. 常用就職支度手当の給付率引上げ及び支給対象者の拡大

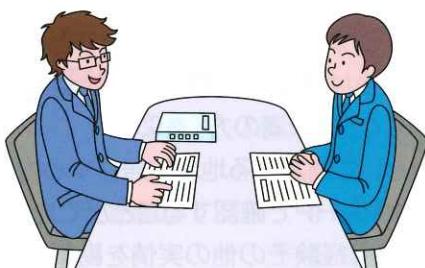
- 就職困難な方（障害のある方等）で再就職し、一定の要件を満たしている場合に支給される「常用就職支度手当」の給付率が30%から**40%**に引き上げられました。
- 再就職した日において40歳未満で、かつ、同一の事業主に雇用保険の一般被保険者として一定期間継続して雇用されたことがない方等が対象となりました。
☆再就職した日が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間である方が対象となります。

6. 育児休業給付金の統合と給付率引上げ措置の延長（※平成22年4月1日施行）

- 育児休業給付は育児休業中と職場復帰後に分けて支給されていますが、平成22年4月1日以降に育児休業を開始した方については、**給付金を統合して全額育児休業中に支給**されることになりました。
- また、平成22年3月31日までとされていた給付率引上げ（休業開始時賃金の50%）が、当分の間、延長されます。

7. 雇用保険料率の引下げ

- 失業等給付に係る雇用保険料率が、**平成21年度に限り0.4%引き下げ**されました。（一般的な事業の場合、1.2%→0.8%を労使折半）
※この他、事業主の方は二事業に係る雇用保険料（一般的な事業の場合0.3%）を負担していただく必要があります。



詳しい内容などは、**茨城労働局** または **最寄りのハローワーク** にお尋ねください。

派遣元・派遣先事業主の皆様へ **派遣労働者の雇用**

厳しい雇用情勢の下で、派遣労働者の雇用の安定を図るために、政府は平成21年3月31日、派遣元・派遣先指針を改正しました。

新指針では、派遣先がやむを得ず期間の途中で労働者派遣契約を解除する場合の措置として、

- (1) 派遣元は、新たな就業機会の確保を図り、これがない場合には、安易に解雇することなく、まず休業（一時帰休）などにより雇用の確保に努め、休業手当の支払（労基法26条）等の責任を果たすこと、

(2) 派遣先は、新たな就業機会の確保を図り、これがない場合には、
例えば

 - ①派遣元が派遣労働者を休業させるときは休業手当相当額以上、
 - ②派遣元がやむを得ず派遣労働者を解雇するときは、契約解除の申し入れの時期により、解雇の予告（労基法20条で30日以上前）が遅れた期間に対応する賃金相当額以上

等の損害の賠償を行うこと、

を示すとともに、あらかじめ派遣契約において上記(2)の事項を定めることとされました。

企業の取組みを支援するため、

- (1) 派遣元事業主の対応には、
景気変動などにより事業の縮小を余儀なくされ、休業等を行った場合に休業手当等の一部が助成される制度（雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金）、

(2) 派遣先事業主の対応には、
6ヶ月を超えて労働者派遣を受け入れていた業務に、派遣期間の終了前に派遣労働者を直接雇い入れる場合に奨励金が支給される制度（派遣労働者雇用安定化特別奨励金）

が設けられていますので、これらをお役立ていただき、派遣契約の中途解除や派遣労働者の解雇を回避して、派遣労働者の雇用の安定に努めていただきますようお願いします。

指針についてのお問合せは

茨城労働局需給調整事業室(☎029-224-6239)

助成金・奨励金については—

最寄りのハローワークまたは茨城労働局職業対策課(☎029-224-6219)まで

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険受給者 実人員 (基本手当分)
	全 数	うち 2次産業	うち 3次産業	全 数	うち 若年者	うち 高年齢者	求人全数	求職全数		
17年度月平均	14,288	4,129	10,067	11,750	3,313	2,452	38,422	43,937	3,575	11,686
18年度月平均	14,616	4,169	10,358	11,024	5,162	1,986	39,530	41,435	3,422	10,350
19年度月平均	13,633	3,776	9,730	10,299	4,731	1,914	37,453	38,772	3,234	9,490
19年 4月	14,449	3,777	10,642	12,858	5,863	2,861	40,031	41,970	3,517	8,538
5	13,129	3,646	9,413	11,116	5,222	1,968	37,905	41,586	3,391	10,071
6	13,138	3,930	9,150	10,214	4,808	1,813	37,035	40,575	3,271	9,858
7	14,706	4,015	10,618	9,915	4,697	1,834	36,928	40,037	3,337	10,481
8	13,342	3,866	8,674	9,569	4,462	1,738	36,913	39,144	3,067	10,661
9	14,685	3,981	10,640	9,716	4,543	1,688	38,713	38,212	3,246	9,812
10	14,350	4,234	10,071	11,352	5,104	2,096	38,923	39,533	3,582	9,990
11	13,386	3,632	9,655	8,901	4,017	1,589	38,460	37,786	3,225	9,581
12	10,734	2,929	7,764	6,855	2,949	1,332	34,150	34,431	2,571	9,175
20年 1月	14,635	3,988	10,572	10,965	4,932	1,995	35,511	35,243	2,583	8,972
2	14,374	4,110	10,189	11,219	5,136	2,021	37,210	37,427	3,249	8,536
3	12,665	3,198	9,375	10,907	5,041	2,038	37,651	39,314	3,766	8,199
20年 4月	13,054	3,564	9,381	13,262	5,653	1,900	35,832	40,853	3,306	8,137
5	12,240	3,115	9,056	10,738	4,666	1,221	34,340	40,466	3,149	9,299
6	11,533	2,901	8,541	10,382	4,443	1,080	33,163	40,201	3,179	9,645
7	13,121	3,575	9,478	10,165	4,488	1,035	33,521	39,783	3,263	10,418
8	11,761	3,168	8,542	8,908	4,013	910	32,629	38,468	2,725	10,328
9	13,181	3,392	9,697	11,242	4,913	1,129	34,530	39,659	3,411	10,307
10	12,404	3,316	9,012	11,321	4,793	1,278	34,001	40,623	3,526	10,124
11	11,262	2,434	8,761	9,167	4,006	923	32,380	39,621	2,840	9,533
12	10,294	2,045	8,185	9,631	4,052	981	30,329	39,721	2,582	10,036
21年 1月	11,168	2,312	8,796	14,861	6,467	1,561	28,622	43,320	2,707	10,581
2	10,805	1,868	8,869	14,680	6,162	1,436	28,354	48,792	3,011	12,235

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)						全国完全失業者 実数 (万人)	失業率 (季調値・%)		
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員			
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
17年度月平均	1.23	1.49	0.88	0.98	0.9	7.9	▲ 2.5	▲ 2.4	▲ 1.1	0.4	▲ 6.9	▲ 7.9	289	4.3
18年度月平均	1.33	1.56	0.96	1.06	2.3	1.7	▲ 5.5	▲ 2.8	▲ 4.3	▲ 0.2	▲ 11.3	▲ 6.6	271	4.1
19年度月平均	1.32	1.47	0.97	1.02	▲ 6.5	▲ 9.0	▲ 6.4	▲ 3.7	▲ 5.4	▲ 5.7	▲ 8.2	▲ 2.5	255	3.8
19年 4月	1.44	1.57	1.02	1.04	9.1	▲ 3.3	▲ 12.2	▲ 4.9	▲ 5.2	▲ 5.4	▲ 12.2	▲ 1.9	268	3.9
5	1.35	1.52	1.02	1.06	▲ 1.8	▲ 2.3	▲ 7.7	0.9	▲ 10.0	▲ 0.6	▲ 8.9	0.2	258	3.8
6	1.36	1.54	1.02	1.06	▲ 8.2	▲ 7.0	▲ 9.2	▲ 6.0	▲ 13.9	▲ 6.4	▲ 11.3	▲ 5.5	241	3.7
7	1.37	1.51	0.99	1.05	4.1	▲ 4.1	▲ 5.4	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 2.2	▲ 5.9	▲ 1.8	234	3.6
8	1.29	1.50	0.97	1.04	▲ 7.8	▲ 6.7	▲ 9.6	▲ 5.0	▲ 3.6	▲ 5.2	▲ 10.9	▲ 4.4	249	3.8
9	1.31	1.44	0.97	1.03	▲ 12.6	▲ 13.2	▲ 13.3	▲ 9.6	▲ 14.9	▲ 10.6	▲ 9.7	▲ 3.3	269	4.0
10	1.25	1.45	0.94	1.02	▲ 9.7	▲ 3.9	2.4	1.7	▲ 0.9	▲ 0.8	▲ 4.5	▲ 0.8	271	4.0
11	1.34	1.47	0.94	1.00	▲ 1.6	▲ 10.9	▲ 5.1	▲ 3.5	▲ 3.0	▲ 4.2	▲ 6.0	▲ 2.7	246	3.8
12	1.27	1.51	0.93	1.00	▲ 19.8	▲ 15.1	▲ 7.4	▲ 8.1	▲ 7.6	▲ 9.3	▲ 4.6	▲ 2.1	231	3.7
20年 1月	1.33	1.47	0.94	0.99	▲ 8.9	▲ 9.8	▲ 5.6	▲ 6.0	▲ 5.8	▲ 7.3	▲ 5.6	▲ 0.7	256	3.8
2	1.28	1.41	0.94	0.98	▲ 4.2	▲ 9.9	3.5	▲ 0.5	0.3	▲ 3.6	▲ 8.6	▲ 2.6	266	3.9
3	1.27	1.31	0.94	0.95	▲ 16.2	▲ 21.3	▲ 7.2	▲ 3.3	0.9	▲ 12.7	▲ 10.0	▲ 4.8	268	3.8
20年 4月	1.29	1.36	0.94	0.93	▲ 9.7	▲ 12.6	3.1	1.1	▲ 6.0	▲ 19.8	▲ 4.7	▲ 2.6	275	4.0
5	1.27	1.33	0.95	0.93	▲ 6.8	▲ 15.6	▲ 3.4	▲ 6.0	▲ 7.1	▲ 15.8	▲ 7.7	▲ 7.4	270	4.0
6	1.19	1.27	0.91	0.90	▲ 12.2	▲ 17.0	1.6	1.3	▲ 2.8	▲ 7.1	▲ 2.2	▲ 3.1	265	4.1
7	1.18	1.24	0.90	0.88	▲ 10.8	▲ 13.5	2.5	3.8	▲ 2.2	▲ 1.4	▲ 0.6	▲ 1.8	256	4.0
8	1.19	1.21	0.87	0.85	▲ 11.8	▲ 21.3	▲ 6.9	▲ 5.4	▲ 11.2	▲ 11.2	▲ 3.1	▲ 5.6	272	4.1
9	1.10	1.16	0.83	0.83	▲ 10.2	▲ 13.4	15.7	11.8	5.1	2.4	5.0	2.6	271	4.0
10	1.05	1.11	0.80	0.80	▲ 13.6	▲ 18.1	▲ 0.3	4.8	▲ 1.6	▲ 5.7	1.3	▲ 0.3	255	3.8
11	1.02	1.05	0.76	0.76	▲ 15.9	▲ 23.7	3.0	2.7	▲ 11.9	▲ 12.8	▲ 0.5	▲ 1.3	256	4.0
12	0.91	1.05	0.73	0.73	▲ 4.1	▲ 12.0	40.5	29.3	0.4	0.2	9.4	9.5	270	4.3
21年 1月	0.75	0.92	0.62	0.67	▲ 23.7	▲ 18.4	35.5	30.7	4.8	4.9	17.9	14.1	277	4.1
2	0.75	0.77	0.55	0.59	▲ 24.8	▲ 12.3	30.8	30.2	▲ 7.3	▲ 2.3	43.3	33.8	299	4.4

(注)1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。

2. 新規求職申込件数のうち若年者欄は、平成18年4月から「34歳以下のパートを含む常用」に対象を変更(18.3月までは、29歳以下のパートを除く常用)

3. 新規求職申込件数のうち高年齢者欄は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用)

4. ▲印は減少を示す。

5. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。

6. 平成20年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。